

SPDR-FINL SELECT 【A2014】
(Financial Select Sector SPDR® Fund)

を保有されている投資家の皆様へ

ー インデックス再構築に伴う上場投資信託分配
＜分配される上場投資信託の売却・入庫の選択＞のお知らせ ー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、SPDR-FINL SELECT による、インデックス再構築に伴う上場投資信託の分配につきまして、分配される株式の売却または入庫の選択についてご案内申し上げます。(太字下線部参照)

つきましては、受取方法をご選択のうえ、2016 年 10 月 18 日(火)までにご回答いただきますようお願い申し上げます。お客様の回答がない場合は、下記第 6 項 (1) の分配される上場投資信託の売却、をご選択いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

なお、日程・内容等は現地保管機関等の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 分配の内容 : SPDR-FINL SELECT の対象インデックスである Financial Select Section Index が構成銘柄の再構築を行うため、SPDR-FINL SELECT の構成銘柄のうち不動産関連銘柄を Real Estate Select Sector SPDR Fund に移管する。これに伴い、Real Estate Select Sector SPDR Fund が分配される。
2. 分配比率 : 保有する SPDR-FINL SELECT1 口につき、REAL ESTATE SELE (A1721) 0.139146 口の分配 (小数第 5 位以下切捨て)
3. 現地権利落日 : 2016 年 9 月 19 日
4. 現地分配開始日 : 2016 年 9 月 22 日
5. 課税関係 : 現地 : 分配される REAL ESTATE SELE の一部 (26%) が配当所得として課税対象となり、下記の算式により計算される課税標準額に基づき源泉徴収額が決定されます。
(前回通知 : 源泉徴収課税あり)
国内 : 源泉徴収課税なし

※現地源泉税額 (外貨)

= REAL ESTATE SELE 分配口数 × 31.9345 米ドル × 26% × 10% … (A)

(※1) (※2) (※3) (※4)

(※1) SPDR-FINL SELECT 権利付口数 × 0.139146 (小数第 5 位以下切捨て)

(※2) REAL ESTATE SELE1 口当たりの現地課税標準単価

(※3) REAL ESTATE SELE1 口当たりの課税対象となる割合

(※4) 現地源泉税率 (但し、W-9 徴収登録ありの場合は 0%、米国籍かつ W-9 徴収登録なしの場合は 28%、海外転出者の場合は 30%)

※現地源泉税額（円貨）

＝現地源泉税額（外貨）（上記(A)（小数第3位を四捨五入）×為替レート（1円未満切捨）
（※5）

（※5）入庫処理日における対米ドルTTMレート+0.5円（現時点では未定）

6. お客様にご選択いただく受取方法について：

分配される REAL ESTATE SELE の整数部分の受取方法は、(1) 売却を選択し、現地源泉税額を差し引いた後の売却代金を受け取る、(2) 入庫を選択し、別途現地源泉税額を支払った上で上場投資信託を受け取る、の2つよりご選択下さい。

なお、分配される REAL ESTATE SELE の1口未満部分につきましては、整数部分に対する選択内容に関わらず、売却の上、下記(1)に準じて売却代金をお支払い致します。

(1) 分配される上場投資信託の売却を選択する場合：

売却代金から現地源泉税額（第5項参照）を控除した金額を円貨にてお支払い致します。（お客様の口座への入金日は未定です。）

なお、売却代金は譲渡所得の対象となりますが、「特定口座」損益計算のお取扱い対象ではないため、別途確定申告が必要となります。

(2) 分配される上場投資信託の入庫を選択する場合：

2016年10月27日（木）付で REAL ESTATE SELE をお客様の口座へ入庫致します。

また、同日付で現地源泉税額（第5項参照）を徴収させていただきます。

なお、入庫される上場投資信託は特定口座非対象残高となります。

7. 受取方法の選択期限：2016年10月18日（火）

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。なお、期限までに選択のご回答がない場合は、上記第6項(1)の分配される上場投資信託の売却、をご選択いただいたものとしてお取扱いさせていただきます。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社